## I C T活用工事(舗装工) 実施要領

## 1. ICT活用工事

#### 1-1 概要

ICT活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示すICT施工技術を全面的に活用する工事である。

また、次の①~⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用施工というほか、ICT活用施工(舗装工)を「ICT舗装工」という略称を用いることがある。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

# 1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①~⑤及び表-1によるものとする。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)~5)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量
- 3) トータルステーション (ノンプリズム方式) を用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

## ② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元 出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

1-2②で作成した3次元設計データを用い、下記1)、2)に示すI C T 建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

- 1) 3次元MCモーターグレーダ
- 2) 3次元MCブルドーザ

※MC:「マシンコントロール」の略称

④ 3次元出来形管理等の施工管理

舗装工事の施工管理において、ICTを活用した施工管理を実施する。 <出来形管理> 下記1) ~5) から選択(複数以上可) した技術を用いた出来形管理 を行うものとする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 2) トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理
- 3) トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

なお表層については、面管理を実施するものとし、表層以外については、従来手法(出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目)での管理を実施してもよい。

## ⑤ 3次元データの納品

1-2 ④により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

《表-1 ICT活用工事と適用工種》

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督·検査	備考
				新設	修繕	施工管理	1佣-传
3次元起工測量/3次 元出来形管理等施工 管理	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量/出来 形管理技術(舗装工事編)	測量 出来形計測 出来形管理	-	0	Δ	1, 2, 9	舗装
	IS寺光波万式を用いた起上測重/出米形官埋技術	測量 出来形計測 出来形管理	_	0	Δ	3,4	舗装
	TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量/出来形管 理技術(舗装工事編)	測量 出来形計測 出来形管理	_	0	Δ	5,6	舗装
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工 測量/出来形管理技術(舗装工事編)	測量 出来形計測 出来形管理	_	0	Δ	<b>7.</b> 8	舗装
ICT建設機械による 施工	3次元マシンコントーロール技術	まきだし 敷き均し 整形	ICT 建設機械	0	_		

【凡例】○:適用可能 △:一部適用可能 一:適用外

#### 【要領一覧】①地上型レーサースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)

- ②地上型レーサースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)
- ③TS 等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)
- ④TS 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)
- ⑤TS(ノンプリス、ム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)
- ⑥TS(ノンプリス、ム方式)を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)
- ⑦地上移動体搭載型レーサースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)
- ⑧地上移動体搭載型レーサースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)
- ⑨地上レーサースキャナを用いた公共測量マニュアル(案)- 国土地理院

# 1-3 ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象工事(発注工種)は「アスファルト舗装工事」、「セメント・コンクリート舗装工事」、「一般土木工事」を原則とし、下記(1)、(2)に該当する工事とする。

# (1) 対象工種・種別

ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記とする。

《表-2 ICT活用工事の対象工種種別》

工事区分	工 種	種 別
·舗装 ·水門	舗装工	・アスファルト舗装工・半たわみ性舗装工
·築堤·護岸 ·堤防護岸 ·砂防堰堤	付帯道路工	・排水性舗装工 ・透水性舗装工 ・グースアスファルト舗装工 ・コンクリート舗装

# (2) 適用対象外

従来施工において、舗装工の土木工事施工管理基準(出来形管理基準及び規格値)を適 用しない工事は適用対象外とする。

## 2. ICT活用工事の実施方法

### 2-1 発注における入札公告等

入札公告時等、別途定める特記仕様書を添付し、ICT活用工事の適用対象とすることを明示する。

- 3. ICT活用工事実施の推進のための措置
  - 3-1 工事成績評定における加点措置

ICT活用工事を実施した場合、創意工夫における【施工】「・15 ICT (情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事」において評価するものとする。

「ICT建機による施工」を実施する場合も、当面の間、評価の対象とする。

## 4. ICT活用工事の導入における留意点

受注者が円滑にICT活用工事を導入し、活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

### 4-1 施工管理、監督・検査の対応

I C T 活用工事を実施するにあたって、国土交通省から発出されている施工管理要領、監督検査要領(≪表-1 I C T 活用工事と適用工種≫【要領一覧】)に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督員及び検査員は、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

#### 4-2 設計データ等の貸与

- (1) 発注者は、ICT活用工事を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。
- (2) 現行基準による2次元の設計ストックにより発注する場合、発注者は契約後の施工協議において3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するものとし、これにかかる経費を工事費において計上するものとする(「ICT活用工事」)。

### 4-3 工事費の積算(詳細は別紙-8積算要領を参照)

発注者は、発注に際して新潟市積算基準に基づく積算を行い、発注するものとする。ただし、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用工事を実施する場合、別紙-8「ICT活用工事(舗装工)積算要領」に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

また、現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積りを提出してもらい、設計変更を行う。

見積り徴収にあたり、別紙-4「ICT活用工事の見積り書の依頼について」を参考にするものとする。

「ICT建機による施工」を実施する場合、ICT建設機械等にかかる費用等については契約変更の対象とするが、3次元設計データ作成経費については受注者負担とし、契約変更の対象としない。

### 4-4 ICT監督・検査体制の構築

ICT活用工事の推進を目的として、研修等でICTの習得を図るなど、ICT活用工事に精通した監督・検査員の体制構築を速やかに整えるものとする。

#### 4-5 現場見学会・講習会の実施

ICT活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした見学会を随時実施するものとする。

#### 5. ICT活用工事における工事完成図書の電子納品について

5-1 3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品について

3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品については、新潟市ICT活用工事に関する電子納品参考資料に基づき作成し、新潟市電子納品要領(案)による電子納品物とは別にCD-RまたはDVD-Rにて監督員に提出するものとする。

# 6. アンケート調査等

6-1 対象工事の選定

調査名	目的	対象工事	対象者
簡易アンケート調査	活用目的の把握	I C T 活用施工、及び I C T 建機による施工を実施し た全工事	受注者

# 6-2 アンケート調査等の調査票の回収について

受注者は、工事完了後直ちにアンケート調査等の調査票を監督員へ提出するものとする。 監督員は、工事完了後直ちに調査票を技術管理課へ提出するものとする。